

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	HCA法律事務所 弁護士 清水政彦
【住所又は本店所在地】	東京都港区虎ノ門一丁目15-7 TG115ビル9階
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成30年6月27日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

## 【発行者に関する事項】

発行者の名称	ビート・ホールディングス・リミテッド (Beat Holdings Limited)
証券コード	9399
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

## 【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	エスター モー ペイペイ (Esther Mo Pei Pei)
住所又は本店所在地	シンガポール、555721 (Singapore 555721)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区虎ノ門一丁目15-7 TG115ビル9階 HCA法律事務所 弁護士 清水政彦
電話番号	03-6205-8110

## 【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書(7)
訂正される報告書の報告義務発生日	平成30年6月15日
訂正箇所	第2 提出者に関する事項 (5) 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況 欄において、取得単価に含まれるビットコインを円換算した金額および換算レートを追記するものです。

## (訂正前)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況（短期大量譲渡に該当する場合）】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	譲渡の相手方	単価
平成30年4月16日	普通株式	201,205	0.96	市場内	処分		
平成30年4月23日	新株予約権	3,000,000	14.30	市場外	処分	Noah Ark Technolgy Limited	66.67円及び百万分の91.67ビットコイン
平成30年6月15日	新株予約権	1,000,000	4.77	市場外	処分	Noah Ark Technolgy Limited	千分の2ビットコイン

(訂正後)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者(大量保有者)/1】

(5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況(短期大量譲渡に該当する場合)】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	譲渡の相手方	単価
平成30年4月16日	普通株式	201,205	0.96	市場内	処分		
平成30年4月23日	新株予約権	3,000,000	14.30	市場外	処分	Noah Ark Technolgy Limited	156.52円 (66.67円 及び百万分 の91.67 ビットコイ ン)1ビット コインを 980,147円 として換算
平成30年6月15日	新株予約権	1,000,000	4.77	市場外	処分	Noah Ark Technolgy Limited	1,451.73円 (千分の2 ビットコイ ン)1ビット コインを 725,864円 として換算